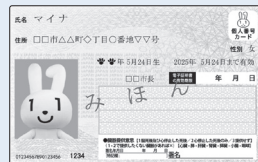


異動時のマイナンバーカード「ここ」に気をつけて!



新年度が近づいてきました。来る新生活に向けて、既に動き出している方もいることでしょう。さて、新生活の中ではさまざまな場面で本人確認が必要となることは先月号でお伝えしたとおりですが、せっかく手に入れたマイナンバーカードをうっかり失効させてしまうことのないよう、気をつけてほしいことをお伝えします。

一、新住所地に転入したら必ずカードの継続利用および記載変更を行う。

住民票の住所を移したら、マイナンバーカードの継続利用および記載変更が必要になります。もし、手続きをしないまま転入の届出日より90日経過してしまうと、カードが自動で廃止になってしまいます。再交付を受けようとする場合、有料となります。

一、カードに強い力が加わらないよう慎重に取り扱う。

マイナンバーカードにはICチップが搭載されており、乱雑に扱うと破損するおそれがあるため、取り扱いには注意が求められます。引越しの際に、うっかりカードに物を落としてしまったり、衣服のポケット等に入れたままにして曲げてしまったりすることのないように気をつけてください。



一、異動日が有効期限よりも後の日付にならないようにする。

マイナンバーカードには有効期限があります。有効期限を過ぎると、カードが利用できなくなってしまいます。在留期限のある外国籍の方は、マイナンバーカードの有効期限が経過するまでの期間が短いことがありますので、特に注意してください。

一、異動日が届出日よりさかのぼりすぎないようにする。

転出の届出は異動予定日の2週間前から受け付けできますが、逆に日付をさかのぼることもできます。ただし、異動日が届出日より30日を超えてさかのぼってしまうと、マイナンバーカードが失効してしまいます。この場合でも、再交付を受けようとするときは有料となります。

しっかりとマイナンバーカードの準備をして、
充実した新生活を送ろう!

役場住民課ではマイナンバーカードの申請もできますので、ご利用ください。



2月の休日受付窓口

とき 2月25日(日)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

※混雑状況により、待ち時間が生じることがあります。 ※その他の住民課窓口業務は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174